

医療意見書電子化推進事業補助金申請Q&A（令和5年4月21日時点）

No.	種別	質問	回答	記載日
	制度	診断書のオンライン登録の詳細を確認したい。	厚生労働省から示された各種資料を京都市のホームページに掲載していますので御確認ください。	R5.4.1
	制度	院内システム改修を行わなかった場合、どのような影響があるのか。	診断書様式が改定された場合、旧様式の利用可能期間である1年間が経過した後は、院内システムの改修又はホームページ上で示される様式をダウンロードし、記載を行う等の対応が必要となります。	R5.4.1
	制度	パソコンの購入は必須か。 既にあるパソコンを使用することは可能か。	パソコンの購入は必須ではなく、既に院内にあるパソコンであっても接続要件を満たしていれば使用できます。接続要件を満たしていないパソコンや既存の業務との区別を行いたい場合は新しいパソコンの購入を検討してください。 接続要件はホームページに掲載されている「難病・小慢DB更改に関する医療機関向け周知資料(詳細)」の4ページ目に詳しく掲載されています。	R5.4.1
	交付申請	京都市内の医療機関だが、京都市と京都府の両方に申請することはできるか。	京都市と京都府の両方に申請することはできません。京都市内の医療機関は京都市に申請をしてください。	R5.4.1
	交付申請	令和4年11月の意向調査時には回答しなかったが、申請することは可能か。	可能です。ただし、補助上限額（5万円）を超えた補助額での申請はできません。	R5.4.1
	交付申請	補助金交付決定通知書が届く前にパソコン等を購入してしまったが補助金の交付はされるか。	補助金交付決定の通知をした日以前に購入したパソコン等の経費については、補助金の交付対象外となります。	R5.4.1
	交付申請	令和5年度の電子化（オンライン化）は見送ることにしたが、令和6年度以降に申請できるか。	令和6年度の補助事業の実施は未定です。令和6年度以降に補助事業が行われる場合で補助金交付を希望する場合は、補助金交付決定の通知をした日以前にシステム改修等に着手していないことが必要ですので、ご注意ください。	R5.4.1
	交付申請	申請期限までに見積書が入手できない。	申請期限を過ぎた場合、令和5年度の申請はできません。令和6年度の補助事業の実施は未定です。 令和6年度以降に補助事業が行われる場合で補助金交付を希望する場合は、補助金交付決定の通知をした日以前にシステム改修等に着手していないことが必要ですので、ご注意ください。	R5.4.1
	交付申請	医療機関コードが分からない。	近畿厚生局のホームページで医療機関コードを調べることができます。 【近畿更生局HP：保険医療機関・保険薬局等の管内指定状況等について】 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo.html	R5.4.1
	交付申請	経営母体は同じだが医療機関コードが異なる場合はそれぞれ申し込めるか。	医療機関コードが異なる場合は、それぞれ申請できます。	R5.4.1

指定医	所属する指定医が他県または京都市で指定されているが、申請は可能か。	可能です。	R5.4.1
指定医	所属する指定医の資格が切れてしまっているがどうすればよいか。	指定医の登録状況について調べますので、子ども家庭支援課にお問い合わせください。	R5.4.1
指定医	指定医はいないが補助金の交付申請は可能か。	医療機関に指定医が所属していない場合は申請できません。所属とは、主たる勤務先として医療機関に指定医が勤務している状態を言います。	R5.4.1
パソコン	パソコンはリースでもいいか。	リースは補助の対象外になります。	R5.4.1